

地域指定年度	平成17年度
計画策定年度	平成17年度
計画見直し年度	平成24年度

安曇野市農業振興地域整備計画書

平成24年 7月

長野県安曇野市

目 次

第1	農用地利用計画	
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	7
第2	農業生産基盤の整備開発計画	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
4	他事業との関連	10
第3	農用地等の保全計画	
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進 を図るための方策	16
(1)	農用地の流動化対策	16
(2)	農作業の受委託の促進対策	17
(3)	地域営農組織の育成対策	17
(4)	地力の維持増進対策 ～環境にやさしい農業の推進～	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17

第5	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向	1 9
2	農業近代化施設整備計画	2 1
3	森林の整備その他林業の振興との関連	2 1
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	2 2
2	農業就農者・確保施設整備計画	2 2
3	農業を担うべき者のための支援の活動	2 2
4	森林の整備その他林業の振興との関連	2 2
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	2 3
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	2 3
3	農業従事者就業促進施設	2 4
4	森林の整備その他林業の振興との関連	2 4
5	その他関連計画	2 4
第8	生活環境施設の整備計画	
1	生活環境施設の整備の目標	2 5
2	生活環境施設整備計画	2 6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	2 6
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	2 6
第9	付図	別添
1	土地利用計画図(付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)	
別記	農用地利用計画	別添
	(1) 農用地区域	
	(2) 農業用施設用地	



第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 位置及び地形

当市は長野県のほぼ中央に位置し、東西約 26.1km、南北約 22.8km であり、全行政区域の面積は 331.82k m²です。北は大町市・松川村・池田町・生坂村・筑北村、南は松本市と隣接し、市の西部は雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、常念岳・大天井岳・燕岳など 3,000m級の山々に囲まれています。また、市内の大部分は北アルプスを源とする中房川・高瀬川・烏川・梓川などが形成した複合扇状地であり、標高 500～700mに位置するこれら複合扇状地が、いわゆる「安曇野」と呼ばれる農業地帯を形成してきました。安曇野では、先人達の努力により水田、果樹園、わさび田などが開発され、古くから多様な農業が展開されてきた歴史をもちます。

(イ) 気候条件

当市の気候は典型的な内陸性気候であり、その特徴は年較差及び日較差の大きいことにあります。また年間降水量が約 1,000mm 程度と少ないことも特徴の一つです。このような気候条件を生かし水稻、果樹、野菜、花卉など幅広い品目で高品質な農産物を生産し、産地化が進められています。

(ウ) 人口及び産業経済の動向

当市の人口動向は、平成 23 年 4 月 1 日現在で、総人口が 99,312 人であり、世帯数は 37,125 世帯となっています。当市の年齢 3 区分別人口比率は、年少人口(14 歳以下)が 14%、生産年齢人口(15 歳～64 歳)が 62%、老年人口(65 歳以上)が 24% となっています。平成 17 年以降を比較すると、人口はほぼ横ばいながら、老年人口率は増加しており、少子高齢化が進行している現状にあります。

産業別就業人口についてみると、農産物価格の低迷等により、専業農家から兼業農家への移行や農業離れが進行し、農業従事者が大きく減少しています。反面、工場団地の整備による企業誘致の進展、及び大型店舗の進出等により、農業以外の産業で雇用機会の拡充と安定化が図られ、製造業、サービス業等への就業者数は緩やかながらその伸びを示しており、農業従事者が第 2 次、3 次産業へと移行していることがうかがえます。

(エ) 交通・運輸条件

交通網については、昭和 63 年 8 月に長野自動車道豊科 IC が供用開始され、現在では関東、中部、北陸、関西圏と高速道路で直結しているほか、平成 22 年 11 月には梓川スマート IC が供用開始となり、より他圏との物的・人的交流が活発化しています。

また、市内には JR 大糸線と篠ノ井線が通っており、両線で 11 の駅が設けられています。

(オ) 土地利用の現状と方向

当市においても、社会経済活動の拡大や生活レベルの都市化に伴い、農用地の宅地化が進行してきました。土地開発のスプロール化を防止し、雨水の貯留、地下水の涵養、田園の環境、農村文化等の多面的に優れた機能を持つ優良農地を保全するため、秩序ある土地利用の運営が必要となっています。このような中、平成23年4月に「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を目標像に掲げ、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」が施行されました。今後も、条例との調整を図りながら、特に生産性の高い土地利用型農業を確立するため集団的な優良農地を保全することにより地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件や豊かな自然環境と景観に十分配慮をしながらも、都市的な生活基盤・経済活動基盤の整備を図りつつ、適正かつ合理的な土地利用を進めます。

単位：ha %

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工業地区		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H22)	7,306	22.0	61	0.2	20,240	61.0	1,712	5.2	144	0.4	3,719	11.2	33,182	100
目標 (H32)	7,218	21.8	66	0.2	20,240	61.0	1,738	5.2	154	0.5	3,766	11.3	33,182	100
増減	△88		5		0		26		10		47		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 7,367ha のうち、おおむね次の a 及び b に掲げる農用地以外の農地で、「農用地区域の設定基準」の(a)から(c)に該当する農用地 6,148ha について、農用地区域を設定する方針です。

a 集落区域内に介在する農用地

集落に介在している、又は孤立的に存在している農用地区域内の農地で、その利用確保が地域の農業振興において適当でない農地。ただし、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に定められた事業の施行に係る受益地について、工事完了年度の翌年度より起算して8年未経過である土地は含めないものとします。

b 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

山林原野中にある分散された農用地及び山麓傾斜地にある農用地で、その位置や地形、耕作条件等、農業振興における営農上の利用においてその確保が適当でない農用地。

c 農用地区域の設定基準

(a) 集团的に存在する農地で、その規模が 10ha 以上の農用地

(b) 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

(c) (a)及び(b)以外の土地で、地域の農業振興を図る観点から、その利用確保が必要であると認められる土地

(イ) 農業用施設用地

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び 2 ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定します。

農業用施設用地 60ha

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域における設定方針

本地域内にある現況森林及び原野等について、耕作放棄地全体調査等を利用し、農地造成可能地について農用地区域を設定します。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

当市が掲げている田園産業都市を目標像として、自然環境の保全と公共の福祉を優先し、均衡のある発展のため、農地の有効利用を図ります。このために、認定農業者を中心とした中核農家や農業生産法人等への集約を行なうこと、農作業効率の向上や大型機械の導入による省力化、地域条件に応じた重点作物の振興を推進するなど、土地利用の高度化を図ります。

単位：ha

区分 地区名	農 地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
豊科地域	1,198	1,195	-3	6	7	1	1,204	1,202	-2
穂高地域	2,054	2,044	-10	15	16	1	2,069	2,060	-9
三郷地域	1,595	1,585	-10	34	35	1	1,629	1,620	-9
掘金地域	878	875	-3	3	4	1	881	879	-2
明科地域	363	360	-3	2	3	1	365	363	-2
計	6,088	6,059	-29	60	65	5	6,148	6,124	-24

注：採草放牧地、混牧林地、森林原野等については、該当なし。

イ 用途区分の構想

(ア) 豊科・南穂高・高家・上川手地区

当地区は、平坦地で、大規模なほ場整備はほぼ完了しており、引き続き水田としての高度利用を進めます。今後、農地の流動化、大型機械の導入等による効率化を図ります。また、現在行なわれている野菜、花卉等、水稲との複合経営については、先進的栽培技術を導入し、収益性の高い農業を推進します。北部地域の「わさび田」周辺には、地域の自然環境を生かして都市との交流施設が配されており、農村文化・農作業体験など農業の持つ多面的な機能を生かしたモデル地区を継続します。交通結節点周辺においては、市の総合的な発展の必要性から詳細な土地利用計画が具体化された段階において調整を図ります。東山山麓地帯の農業については、従来の桑園を水田に開発した経過を踏まえ、傾斜地の小面積な条件に適した作物の栽培を普及・促進する方針です。

(イ) 有明地区

当地区は、標高 500m から 600m の平坦地で、ほ場整備率は約 82% に達しており、集積、団地化を図りながら水田として推進します。また、山麓地域には果樹地が形成されており、今後も同様の用途での利用を図ります。

(ウ) 北穂高地区

当地区は、標高 530m 前後の平坦地で、農業構造改善事業の実施によりほぼ条件整備がなされているうえ、県営土地改良総合整備事業の導入による用排水路整備も進み、用水の安定確保がなされています。また、先進的農業生産組織である農事組合法人安曇野北穂高農業生産組合に積極的に農地集積を図ることによる機械化一貫作業、ブロックローテーション、団地化を進め、効率的な農地利用を推進します。また、狐島地区にはセルリーの産地が形成されており、施設野菜を積極的に導入し、複合経営による安定供給を図り、合理的な土地利用を推進します。

(エ) 穂高地区

当地区は、標高 520m から 600m 前後の平坦地で、用途地域を境に東部地域と西部地域に分かれています。両地域とも、基盤整備実施地区であり、担い手への農地集積を進め、個別経営体の規模拡大と経営の効率化を図ります。また、穂高川・犀川・高瀬川の三川が合流する湧水地帯は全国的にも有数なわさび産地であり、引き続きわさびの振興を推進します。

(オ) 柏原地区

当地区は、標高 550m から 650m 前後の平坦地で、県営ほ場整備の実施により概ね基盤整備がなされたため、より一層、担い手への農地集積を進め、個別経営体の規模拡大と経営の効率化を図ります。

(カ) 牧地区

当地区は、標高 600m から 700m の傾斜地であり、東部地域の開田地帯については昭和年代末に基盤整備が行なわれています。中心部の水田は、県営中山間総合整備事業により区画整理が実施されており、集積・団地化による農地利用を推進します。また、西部の畑地帯においては、伝統野菜の産地として農地利用を推

進めます。

(キ) 明盛、温(東方面)地区

当地区は、標高 550mから 630mの平坦地で、現在では県営ほ場整備事業が完了し、整備率は約 80%に達した地区となっています。また、梓川水系の温堰、奈良井川水系の拾ヶ堰、中信平用水等によるかんがい用水路の整備により、安定的な用水確保がなされており、今後も水田としての利用を図ります。

(ク) 温(西方面)、小倉地区

当地区は標高 600mから 770mに広がる畑地帯で、ほ場整備事業の実施、中信平国営かんがい用水路の整備等、条件整備が進んでおり、りんごを中心とした果樹栽培が主な用途となっています。当地区のりんごについては、産地化が進んでいる現状ですが、一部で農業従事者の減少と高齢化に伴う産地構造の弱体化が課題となっていることから、個別経営体の規模拡大と経営の効率化を図り、円滑な経営と産地の維持を推進します。

(ケ) 堀金地区

当地区は、標高 550m～670mの平坦地であり、奈良井川水系の拾ヶ堰、鳥川水系、梓川水系等によるかんがい用水路も整備・確保されており、今後とも水田としての用途を基本とします。田多井山原及び堀廻堰南部地域の畑地帯は、ほ場整備、中信平国営かんがい用水等条件整備がなされており、樹園地としてりんごを中心とした果樹団地を構成しており、今後も同様の用途での利用を図ります。

(コ) 光、中川手地区

犀川と国道 19 号、県道大町明科線に囲まれた河岸段丘下の水田については、ほ場整備を実施したことによる農業の機械化が容易な区域となっており、水稻を中心に小麦、大豆等の土地利用型農業を進める区域であり、ブロックローテーション等による効率的な農業を進めます。また、この地区の下流部分にはわさびの栽培、にじます養殖が行なわれており、水質保全上からも農地としての確保を継続します。

(サ) 東川手地区

犀川、会田川と国道 19 号に囲まれた河岸段丘下については、水田としての用途を基本とします。また、県道下生野明科線に沿った農地については、基盤整備がなされ、引き続き水田としての農地保全を推進します。

(シ) 七貴地区

高瀬川と県道大町明科線に囲まれた内川農業用水路から取水している水田地帯においては、基盤整備が完了しており農道舗装等の整備も行なわれ、効率的な営農環境が整備されています。県道大町明科線沿いのほ場整備地区外の農地も含めて、今後、農地の流動化と農業の大型機械化体系の確立を進めると共に、水田として、農地の保全に努めます。押野山西側の山麓に広がる桑園と普通畑については、養蚕の低迷から果樹、野菜等への転換を図ります。なお、高規格道路の整備状況により総合的な利用の検討をします。高瀬川、犀川及び県道大町明科線、穂高明科線に囲まれた内川農業用水水系の水田については宅地が点在しているもの

の、基幹水路の整備がなされているため、水田としての用途を基本に農地保全を図ります。押野山山頂から東側山麓に広がる遊休桑園と普通畑については、梅等、樹園地としての用途を基本に生産団地化を進めます。内川農業用水路から別れた車屋堰の末流から揚水している段丘上の開田地帯及び河岸段丘下の水田と、同じく内川農業用水路から取水している五ヶ用水の受益地については、県営ほ場整備を実施し、基盤整備がなされた地区として、水田としての用途を基本に農地の高度利用を図ります。

(ス) 南陸郷地区

五ヶ用水の下流に位置する水田地帯については、耕土が深く水田の汎用化に適した地区であることから、野菜、採種作物等の振興を図り、水田としての用途を基本に農地の高度利用を進めます。山間傾斜地については年々遊休荒廃化が進んでいる状況にあるため、集落営農組織を中心に農地集積の取組を行いながら、土地の有効活用を進め、団地的樹園地、又は周辺山林との一体的利用による椎茸栽培への転換を図ります。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

当市のほ場整備率は79.1%に達しており、特に平坦地を中心とする水田地帯での基盤整備が進んでいます。土地基盤整備の大半が完了していることもあり、水稻を中心とした生産性の高い土地利用型農業が展開され、麦、大豆、そば、野菜などとの複合経営が展開されています。

一方、中山間地域などの傾斜地においては、ほ場整備の実施が難しい等、厳しい立地条件に加え、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等、様々な課題が生じており、農道整備、水路改修等、ハード面における生産基盤の強化を図るとともに、持続的な農業生産を可能にする仕組み（地域営農システム）の構築を進め、総合的な生産供給体制の強化を図ります。

また、市全域でこれまでに整備されてきた水路、揚水機、水門、頭首工等の農業用排水施設は、整備後、30年～50年若しくはそれ以上の時間の経過とともに老朽化が目立ちはじめ、機能が低下している箇所が多く見受けられるようになってきています。これらの有効利用及び機能回復を図るため、施設の更新又は補修を進めます。

なお、今後推進する農業生産基盤整備の具体的な構想は次のとおりです。

(1) 豊科地域

本地域のほ場整備率は73.4%となっており、ほ場整備の実施可能な土地についての基盤整備がほぼ完了したことから、今後は、その他未整備地区の用排水路整備、農道整備を進めます。

(2) 穂高地域

本地域のほ場整備率は81.9%に達しています。今後は、その他未整備地区のほ場整備、用排水路整備、農道整備を進めます。広域農道については、交通量が多いことから歩道整備や路面整備、老朽化した橋梁の補修を推進します。

(3) 三郷地域

本地域のほ場整備率は94.1%に達しています。今後は、その他未整備地区の用排水路整備、農道整備を進めます。また平成17年から進めてきた国営かんがい排水事業により、幹線水路の整備も行なわれてきており、今後、更に整備を進める方針です。

(4) 堀金地域

本地域のほ場整備率は68.3%に達しています。先行開田による小規模ほ場の再整備や未整備ほ場の整備を行なうため、県営ほ場整備事業を推進します。その他未整備地区の用排水路整備、農道整備を進めます。

(5) 明科地域

本地域のほ場整備率は48.6%に達しています。今後は、その他未整備地区のほ場整備、用排水路整備、農道整備を進めます。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業完了年度	事業名
		受益地区	受益面積			
用排水施設整備	中信平幹線用水路 水路改修28.5km 頭首工改修 1ヶ所	三郷、堀金、 豊科、 穂高地域	8847ha (全)	1	H27	国営中信平二期 土地改良事業
	拾ヶ堰 水路改修395m 頭首工改修 1ヶ所	堀金、穂高、 豊科地域	958ha	2	H26	県営かんがい排水事業
	勘左衛門堰 頭首工補修1ヶ所 放水ゲート補修3ヶ所	堀金、 豊科地域	304ha	3	H23	県営基幹水利ストック マネジメント事業
	北穂高大堰 沈砂池新設1ヶ所 支線水路改修1060m	穂高地域	207ha	4	H24	県営かんがい排水事業
	荻原第1暗渠 排水管改修 1ヶ所	明科地域	9.5ha	5	H24	県営ため池等整備事業 (農業用工作物応急対策事業)
	中信平左岸土地改良区 堀金地籍の管水路改修	堀金地域	84ha	6	H27	県営特定管水路 特別対策事業
	中信平左岸土地改良区 黒沢南地籍の 管水路改修	三郷地域	512ha	7	H30	県営特定管水路 特別対策事業
	中信平左岸土地改良区 松本市梓川地域 隣接地の管水路改修	三郷地域	204ha	8	H32	県営特定管水路 特別対策事業
	有明富田上 用水路水源転換 管水路新設957m	穂高地域	18ha	9	H24	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金(団体営)
	権田川水路 排水路改修1433m	穂高地域	44ha	10	H24	地域水利ストック マネジメント事業(団体営)
	勘左衛門堰 排水路改修300m	豊科地域	57ha	11	H23	地域水利ストック マネジメント事業(団体営)
農道整備	広域農道 歩道2km 路面改良3.8km 橋梁補修200m	穂高地域	1873ha	12	H25	県営農道保全対策事業
	市内 農道舗装等13.8km	市内全域	62ha	13	H24	ふるさと農道緊急整備事業
圃場整備	烏川地区 幹線用水路改修6.74km 圃場整備161ha	堀金地域	水路 211ha 圃場 161ha	14	H29	県営農地集積加速化 基盤整備事業
	柏原西部地区 圃場整備182ha	穂高地域	圃場 182ha	15	H31	県営農地集積加速化 基盤整備事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

当市の林業経営は、その大半が農業との兼業により営まれており、平成18年に策定された「安曇野市森林整備計画」との整合を図り、林業の生産性向上と森林資源の高度利用を推進します。

また、住民参加による森林の整備等、森林の総合利用を推進することにより、森林とのふれあい、教育的、文化的、保健的な利用の場としての整備を推進します。

農道改良、舗装等については、林道及び作業道の整備計画と相互の関連を保ちながら効率的、及び一体的な整備を図ります。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

当市の農用地は、近年、社会経済活動の拡大や生活レベルの都市化に伴い、農用地の宅地化が進行してきたことにより年々減少している状況にあります。また、耕作放棄による農用地の遊休・荒廃化が増加しています。耕作放棄地は、周囲の農地利用を阻害する要因となり、地域全体の農地にも悪影響を及ぼしており、耕作放棄地の現状調査に基づき有効な対策を講じることで耕作放棄地を減らし、営農に適した農地を良好な状態で確保することを目指します。

農地保全のため、農業生産基盤の整備による営農条件の向上と農地の流動化を促進し、認定農業者及び集落営農組織等、担い手への利用集積を更に進めると共に、育成すべき農業経営の目標を明確にし、優良農地を保全します。

2 農用地等保全整備計画

「第2 農業生産基盤の整備開発計画」 「2 農業生産基盤整備開発計画」に同じ

3 農用地等の保全のための活動

優良農地の保全には、年々増加の一途を辿っている耕作放棄地の解消が重要な課題となっています。耕作放棄地については、定期的な巡回活動を通して一筆ごとの現状を把握し、農地として利用できる土地を明確化し、地権者への理解を求めると共に、担い手への利用集積、農作業の受委託、市民農園利用及び景観作物の作付け等、対策を講ずることにより農地の保全管理を図ります。

また、農地の持つ多面的機能を維持する活動については、農地・水・環境保全活動事業等を通じ、地域住民、農家等の参画を得た中、農業用水路の維持、農道管理等、地域共同の取組みを推進し、地域の農村環境を守ることで、農用地の保全に努めます。

さらに、守るべき優良農地を明確化し、開発等を規制をすることも重要であり、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」と整合を図ることにより、安曇野の豊かな自然環境と景観に十分配慮したなかで、都市的な基盤整備を図りつつ、適正かつ効果的な土地利用を進めます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

水源涵養機能、及び災害防止機能を維持するためには、総合的な視点を持って森林保全を計画的に推進することが重要です。

具体的な取り組みとして、高齢級の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進します。また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層林へ誘導する際の広葉樹の導入による針広混交林化を進めることで、鳥獣被害防止等、多様性のある森林形成を進めます。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業を今後における当市の基幹的産業として振興し、効率的経営体(市認定農業者等)が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、育成すべき効率的経営体(市認定農業者等)の主たる農業従事者それぞれが、労働時間と所得において県内産業従事者と均衡する水準を実現し得るものとする必要であり、農業経営の目標として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において示されている、概ね10年後の農業経営の発展を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ります。

また、安曇野市農業再生協議会を核とした地域営農システムの構築を通じ、農業構造の再編を進め、地域農業を担う効率的経営体の育成を図ります。そのため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地利用集積円滑化団体等、農業関連機関との十分な相互連携のもと、地域営農システムによる農地の有効活用、農作業受委託調整、農地の貸借調整などを推進し、認定農業者や効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者を支援し、調和のとれた効率的な農業形態の確立を推進します。

ア 安曇野市における認定農業者の経営目標

年間総労働時間について、主たる農業従事者1人当たり1,900～2,100時間程度の水準で、年間農業所得が、主たる農業従事者1人当たり550万円程度の確保を経営目標とする。

個別の経営体について、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者(補助的従事者)1～2人により効率的な経営規模を形成し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することで、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、概ね800万円程度を見込むものである。

(「安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成22年6月策定)」による)

イ 標準経営指標

(7) 個別経営体

No	営農類型	作付面積等	経営面積等	備考
1	水稻+小麦+大豆	水稻 9 ha 小麦 6 ha 大豆 6 ha	15 ha	
2	水稻+小麦+そば	水稻 9 ha 小麦 6 ha そば 6 ha	15 ha	
3	水稻+作業受託	水稻 6 ha 小麦 4 ha 大豆 4 ha 作業受託 15 ha	15 ha	
4	水稻+作業受託	水稻 6 ha 小麦 4 ha そば 4 ha 作業受託 15 ha	15 ha	

5	りんご専作	ふじ 1.2 ha つがる 0.5 ha 他品種 0.4 ha	2.1 ha	
6	りんご+水稲	りんご 1.5 ha 水稲 1.0 ha	2.5 ha	
7	りんご+えのきたけ	りんご 1.0 ha えのきたけ 4万本×4回転	1.0 ha 4万本	
8	果樹2種類 (りんご+なし他)	りんご 1.2 ha なし他 0.6 ha	1.8 ha	
9	水稲+ブルーベリー	水稲 6.0 ha ブルーベリー 0.6 ha	6.6 ha	
10	水稲+ぶどう	水稲 6.0 ha ぶどう 0.7 ha	6.7 ha	
11	水稲+たまねぎ	水稲 8.0 ha たまねぎ 1.2 ha	9.2 ha	
12	水稲+生食トマト	水稲 7.0 ha トマト 0.2 ha	7.2 ha	
13	水稲+ジュース用トマト	水稲 7.0 ha トマト 1.0 ha	8.0 ha	
14	水稲+アスパラガス	水稲 6.0 ha アスパラガス 0.6 ha	6.6 ha	
15	水稲+きゅうり	水稲 6.0 ha きゅうり 0.3 ha	6.3 ha	
16	水稲+スイートコーン	水稲 7.0 ha スイートコーン 1.0 ha	8.0 ha	
17	セルリー専作	セルリー 2.0 ha	2.0 ha	
18	セルリー+水稲	セルリー 1.0 ha 水稲 4.0 ha	5.0 ha	
19	メロン+水稲	メロン 1.0 ha 水稲 4.0 ha	5.0 ha	
20	採種(トマト or タマねぎ)+水稲	採種 0.2 ha 水稲 4.0 ha	4.2 ha	
21	いちご専作	いちご 0.3 ha	0.3 ha	
22	施設野菜専作 (トマト、レタス他)	トマト他 0.3 ha (2回転)	0.3 ha	
23	カーネーション専作	カーネーション 0.4 ha	0.4 ha	
24	カーネーション+水稲	カーネーション 0.3 ha 水稲 2.0 ha	2.3 ha	
25	シクラメン専作	シクラメン 0.45 ha	0.45 ha	
26	洋ラン(鉢物)専作 (シビッシュ or デントピッシュ)	シビッシュ or デントピッシュ (年間出荷)8,000鉢	8,000鉢	
27	ストック専作	ストック 0.85 ha	0.85 ha	
28	ストック+水稲	ストック 0.7 ha 水稲 2.0 ha	2.7 ha	
29	きく+水稲	きく 0.3 ha 水稲 4.0 ha	4.3 ha	
30	トルコギキョウ+水稲	トルコギキョウ 0.3 ha 水稲 2.0 ha	2.3 ha	
31	鉄砲ゆり+水稲	鉄砲ゆり 0.3 ha 水稲 3.0 ha	3.3 ha	

32	えのきたけ専作	えのきたけ 12万本×5.5回転	12万本	
33	えのきたけ+水稲	えのきたけ 6万本×4回転 水稲 4 ha	6万本 4 ha	
34	ぶなしめじ専作	ぶなしめじ 20万本×3回転	20万本	
35	ぶなしめじ+水稲	ぶなしめじ 10万本×3回転 水稲 2 ha	10万本 2 ha	
36	シイタケ専作	シイタケ 3万本	3万本	
37	シイタケ+水稲	シイタケ 2万本 水稲 3 ha	2万本 3 ha	
38	ワサビ専作	ワサビ 1 ha	1 ha	
39	ワサビ+水稲	ワサビ 0.5 ha 水稲 5.0 ha	5.5 ha	
40	水稲+タラの芽	水稲 6.0 ha タラの芽 0.2 ha	6.2 ha	
41	酪農専業	搾乳牛 35頭 育成牛 15頭	50頭	
42	酪農+水稲	搾乳牛 25頭 育成牛 10頭 水稲 2 ha	35頭 2 ha	
43	肉専用種肥育(牛)	黒毛和種 常時飼育 80頭	80頭 (年出荷48頭)	
44	肉専用種肥育(牛)+水稲	黒毛和種 常時飼育 60頭 水稲 2 ha	60頭 (年出荷36頭) 2 ha	
45	交雑種肥育(牛)	F1種 常時飼育 100頭	100頭 (年出荷60頭)	
46	養豚一貫	繁殖豚雌 100頭	100頭	
47	養豚+水稲	繁殖豚雌 70頭 水稲 2 ha	70頭 2 ha	

(イ) 組織経営体

No	営農類型	作付面積等	経営面積等	備考
1	水稲+小麦+そば	水稲 30 ha 小麦 20 ha そば 20 ha	50 ha	
2	水稲+小麦+大豆	水稲 30 ha 小麦 20 ha 大豆 20 ha	50 ha	
3	作業受託 (水稲・小麦・そば・大豆)	水稲 30 ha 小麦→そば or 20 ha 小麦→大豆	50 ha	
4	集落営農 (集落ぐるみ型) (125戸)	水稲 30 ha 小麦 20 ha 大豆 20 ha	50 ha	
5	集落営農 (集落ぐるみ型) (50戸)	水稲 12 ha 小麦 8 ha 大豆 8 ha	20 ha	

ウ 中山間経営指標

(ア) 個別経営体

No	営農類型	作付面積等	経営面積等	備考
1	水稻+小麦+そば	水 稻 6 ha 小 麦 4 ha そ ば 4 ha	10 ha	
2	水稻+小麦+大豆	水 稻 6 ha 小 麦 4 ha 大 豆 4 ha	10 ha	
3	水稻+作業受託	水 稻 4 ha 小 麦 2.7 ha そ ば 2.7 ha 作業受託 6 ha	6.7 ha	
4	水稻+作業受託	水 稻 4 ha 小 麦 2.7 ha 大 豆 2.7 ha 作業受託 6 ha	6.7 ha	
5	りんご専作	りんご 1.0 ha	1.0 ha	
6	ぶどう専作	巨峰他 1.2 ha	1.2 ha	
7	柿+水稻	柿 0.3 ha 水 稻 2.0 ha	2.3 ha	
8	アスパラガス+水稻	アスパラガス 0.7 ha 水 稻 2.0 ha	2.7 ha	
9	ながいも+水稻	ながいも 0.7 ha 水 稻 2.0 ha	2.7 ha	
10	ミニトマト+水稻	ミニトマト 0.2 ha 水 稻 2.0 ha	2.2 ha	
11	採種(マサキ)+水稻	採 種 0.2 ha 水 稻 2.0 ha	2.2 ha	
12	なめこ専作	なめこ 7万本×3回転	7万本	
14	えのきたけ+水稻	えのきたけ 3万本×4回転 水 稻 2 ha	3万本 2 ha	
15	シイタケ+水稻	シイタケ 2万本 水 稻 1 ha	2万本 1 ha	
16	酪農+水稻	搾乳牛 25頭 育成牛 10頭 水 稻 1 ha	35頭 1 ha	

(イ) 組織経営体

No	営農類型	作付面積等	経営面積等	備考
1	集落営農 (集落ぐるみ型) (25戸)	水 稻 6 ha 小 麦 4 ha 大 豆 4 ha	10 ha	

エ 農業関連事業指標

No	区 分	内 容	年間所得	備 考
1	観光農園経営	観光農園（りんご、ぶどう等 30a） 直売施設 1 棟	2,000 千円	
2	漬物共同加工経営	野菜、きのこ等加工(50t) 加工処理施設 1 棟	2,000 千円	加工処理施設は共同
3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、 加工品等直売 直売施設 1 棟	2,000 千円	施設直売と産地直送
4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟	2,000 千円	
5	農家民宿	農村で暮らしの提供、 農作業体験、 宿泊、宿泊棟、農作業体験棟	2,000 千円	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

現在、農業従事者の他産業への流出、高齢化等による農業生産意欲の減退、農地の地力低下、耕作放棄地の増加等、農業離れ、及び耕作が出来る農用地の減少等、その傾向に歯止めが利かない状況となっています。そのため、農業で自立する意欲を持つ農業者を明確化し、地域営農システムを効果的に発揮させた中、農用地の利用集積を図り、目標営農類型に即した効率的経営体の育成を図ります。

また、農業機械、農業施設等の有効利用に資するための農作業受委託、共同化の促進と畜産農家との連携による地力の維持増進、連作障害回避のためのブロックローテーションによる総合的な営農方策の推進を行ないます。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地の流動化対策

当市における土地利用型農業の経営は、営農規模と比較し農業機械の普及率が高く、自家作業のみで経営を進める意識が強い傾向にあり、これにより規模拡大意向農家への流動化があまり進展を見ないまま推移してきましたが、これからは、農家の高齢化、後継者不足による将来農業への危機感等、農業離れが進展している現状から、自己完結農家は減少になると思われるため、今後は、育成すべき農業経営体の目標等を明確にし、地域における農用地利用集積調整活動を通じた農地の流動化を図ります。具体的には、農地利用集積円滑化団体を通じ、認定農業者等、担い手への農用地利用集積を促進し、経営規模拡大により土地利用型農業の低コスト化を進めます。また、各種農業施策について更なる啓発活動を通じ、農家の持つ農地貸借への不安感を払拭し、規模拡大農家への農地集積を推進します。

また、増加の一途を辿る耕作放棄地については、農地の状況を一筆ごと確認した上で、借り手の掘り起こし等、さらなる農地の流動化を図ります。

(2) 農作業の受委託の促進対策

労働力及び機械の効率的な利用を図るため、将来における農家の営農意向の把握、及び地域リーダーの育成に努め、営農組織の活用による農家相互の連携を密に、農作業の受委託を促進します。

また、十分な効率的経営体(認定農業者等)の確保・育成が困難な地域については、農用地利用や農業生産の維持等を重視し、集落等を単位として、多様な農業者が参画して農作業を補完する営農組織の育成に努めます。

(3) 地域営農組織の育成対策

安曇野市農業再生協議会を核とする地域営農システムを通し、認定農業者及び集落営農組織を柱とする担い手農家の育成、新規就農者の確保、及び農作業及び機械の共同化を推進し、地域の実情に即した営農組織の育成に努めます。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれら経営への農用地利用集積が遅れている集落については、地域での話し合いと合意形成を促進し、地域営農組織の育成を目指します。また、地域における話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農組織の法人化等、地域の実情に即した経営体の育成に努めるとともに、農用地の利用集積の方向性を明らかにし、効率的経営体(認定農業者等)の育成に向け、指導、助言体制を整えます。

(4) 地力の維持増進対策 ～環境にやさしい農業の推進～

農地については、所有から利用による有効利用を図り、有限な資源としての有効活用と環境負荷の少ない農業体系を目指します。そのためには、減農薬、土壌診断分析による効果的な施肥、生物利用による農業等を推進し、環境に配慮した農業を進めるため、「エコファーマー」「GAP」を推進します。

また、消費者・事業者(技術)と連携しながら、農業・畜産・家庭等の排出物等を再利用した循環型農業の確立を目指し、循環型社会の構築に寄与していきます。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

当市の森林面積約2万haのうち、民有林は約1万haであり、林業経営については、農業との兼業林家が大半を占め、1戸あたりの山林保有面積は極めて低い状況となっています。加えて、林材価格の低迷等により林業経営意欲は減退し、林地は荒廃傾向にあります。更に、林業労働力の減少、林道等基盤整備の遅れ、林材生産までに長時間要する等、多くの悪条件が重なる中で、この傾向は今後も続いてゆくことが予想されます。

しかし、森林には、防災、水源涵養、緑の供給等、生活環境に欠かせない多面的機能

の要素を多く備えており、有益な生産基盤であるとの視点に立ったなか、農業経営と併せ、林道・作業路等の路網整備、林家の協業組織化、労働環境の整備を推進し、林業経営の振興を図ります。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

外国からの輸入産物による価格競争、また、産地間による競争に打ち勝つため、新品種の開発、良品質で地域に特化した農作物生産による付加価値化、行政・農業団体が連携した組織的な普及推進等、消費者ニーズに合った生産体制を目指します。当市の農業生産は、水稻を主体とした野菜、花卉、果樹、畜産、わさび等との複合経営により、その生産拡大を図ることを目標としています。そのため、生産から流通までの機械化と系統化による大規模生産、及び販売網の整備拡充を進め、生産組織の強化及び拡充、生産体制に寄与した施設の計画的整備を今後も続け、多様化する農業に対応しうるよう、既存施設の整備拡充、及び近代化施設の整備を推進します。

(1) 水稻

米作りにおいて、需要の減少と生産調整の限界感、担い手不足、高齢化等、多くの問題を抱え、地域農業を取巻く状況は、ますます厳しさを増しています。こうした状況の中、当市では、田園風景（水田農業）を「安曇野ブランド」として位置づけ、米の販売戦略や生産性の向上、ブランド戦略を進め「売れる米作り」を目指します。そのために、安曇野の緑豊かな田園風景の保全、生産者・生産団体が主役となる需給調整体制の構築、多様な担い手による効率的かつ安定的な農業経営、高齢者や女性、新規就農者が生きがいを見出せる農業システムの構築、消費者の需要に即応できる安全で安心な安曇野ブランドとしての供給を進めます。

また、大型農作業機械の共同利用による機械化一貫体系の確立、育苗センター、カントリーエレベータ等の共同利用化、「直播＝打込点播」方式による省力化を推進する一方、減農薬、減化学肥料栽培による良質米の生産や需要に適した計画的生産を図ります。

さらに、国の食料自給率向上の為の戦略作物として、新規需要米（加工米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲）の生産拡大を支援します。

(2) 麦・小麦、大豆・黒大豆

水田営農確立のための本格的な生産物であると共に、大規模稲作農家の機械利用からも重要な作物であることから、ブロックローテーションによる団地形成、機械化一貫体制の確保による生産性の向上、収益性の確保等、経営安定を図ります。

特に大豆については、農産物加工所での地場産の大豆使用、豆腐・味噌などの原料として高品質生産の拡大を図ります。また、機械化体系での栽培を推進し、共同選粒による品質の統一を図ります。

(3) 野菜

比較的高収益を得られる作物として位置付けられていますが、市場の動向が価格に反映する作物であることから、需要動向を的確に把握すると共に、生産者の情報交換、技術の向上を図ることが必要であり、特に振興作物として、ジュース用トマト、アスパラガス、スイートコーン、玉ねぎ等の生産拡大を図ります。

また、機械の導入及び施設改善による規模拡大だけでなく、共選・共販体制の確立による流通体系の改善を図り、産地形成を推進します。

(4) 果樹

りんごを主体とする果樹栽培においては、優良品種の導入による品質向上や労力分散を図る一方、すでに確立しつつある低樹高栽培技術体系による省力化、低コスト化を目指し関係機関との連携を強めます。

当市では、りんごの産地化が進んでいますが、その一部では高齢化に伴う産地構造の弱体化が課題となっています。これについては、個別経営体の経営効率化を図ること、円滑な経営と産地の維持を図ります。

(5) 花卉

花卉に対する需要は、生活水準の向上や生活様式の変化により、年々増加する傾向にありますが、その価格は景気に左右されやすく、現在の景気低迷、輸入花卉の増加等の不安要素も持っています。そのため、活力ある産地形成を図るべく、菊、カーネーション、ストック、トルコギキョウ、アネモネ、シクラメン、デンドロビュームを中心に生産拡大を進め、消費者動向に対応した計画生産出荷、販売のオリジナル化、周年出荷体制の確立、生産安定による信用のある供給体制を構築し、経営の安定化に努めると共に、生産農家の規模拡大を図ります。

(6) 畜産

家畜伝染病（口蹄疫等）の影響や牛肉の輸入自由化、経営者の高齢化・後継者不足等により、畜産業を取巻く環境は一段と厳しくなっています。全国的傾向においても、都市化の進展等により経営環境が悪化し、乳牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養農家数・飼養頭羽数が共に減少傾向となっており、当市も同様の状況にあります。こうした状況の中、草地造成、設備拡充を図ると共に、自給飼料生産基盤の整備を促進し、経営の合理化と経営安定を図ります。

(7) わさび

わさびについては、当市独自の営農類型として観光と結びつけた振興を図ります。わさびは、機械化が困難な作物で栽培技術も特殊であることから、可能な限り省力化を推進します。

また、バイオテクノロジー技術による共同育苗をはじめとする先進技術の導入により、品質の向上と作業の効率化・省力化を図り、ガラス及びビニールハウスの利用等、生産施設の改善により、生産性の向上を図ります。

(8) 菌茸類

健康食・自然志向の高まりと共に、その需要が伸びています。しかし、県内その他の産地台頭による産地間競争により、その価格の低下が一層進んでいます。こうした状況の中、高収益品種の導入、自動制御等効率的な管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立等による計画生産・計画出荷体制の整備を図り、一層のコスト低減と生産性の向上、経営の安定化を図ります。

2 農業近代化施設整備計画

当分の間、該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の減少や高齢化の進行とともに、農地の遊休荒廃化が問題となっています。農業・農村の持続的発展と食料の安定供給を図るためには、新たな担い手を確保・育成し、地域農業の振興を図るよう努める必要があります。そのためには、魅力ある農業の展開を進めると共に、効率的で安定的な農業経営を支援する体制づくりが必要となります。新規就農を目指す人材を育成するために、就農に役立つ多様な情報提供を行うシステムを確立し、定年帰農者・女性なども積極的に就農できる仕組みづくりを推進し後継者を育成します。農地の流動化をすすめ、規模拡大をめざす農業者に効率的に農地を集積させるシステムを構築し、所得向上を図りながら経営が安定した大規模農家・専業農家を育成します。品質や安全性の高い農産物の生産・栽培を普及させ、安曇野産農産物のブランド力を強化するとともに先駆的な農家を育成します。将来の農業後継者を育成するため、子供たちに職業としての農業のすばらしさを伝え、農業を職業として捉えてもらうための職農教育に取り組むとともに、学校給食へ食材供給を行うなど、子供たちの農業体験を通じて食のありがたみ、命の大切さを伝える食農教育を推進します。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

新たな農業就業者を確保するため、次世代農業を担うための人材を育成し、地域への定住を図ります。

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設対象者
新規就農者支援住宅	新規就農者の自立支援を目的とした施設	三郷小倉・明盛 木造1階3K 5棟	新規就農者

3 農業を担うべき者のための支援の活動

当市では、新規就農者の育成及び確保のため、「松本地区新規就農促進連絡協議会」を通し、JA、普及センター、農業委員会等、それぞれの機関が設けている就農相談窓口の連絡会議を設け、情報の共有化と連携を図ることにより、新規参入者、団塊の世代からの定年帰農者など、多様な新規就農者の確保を図ると共に、円滑な就農に向けた支援を行なっています。

また、新規就農里親制度を利用した就農希望者への技術の習得、及び地域農業の核となるリーダーを育成し、新規就農者が地域でストレス無く営農活動を進められるよう、支援体制の強化を引き続き図ります。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

当市では、販売農家に対する専業農家は約19%、第1種、第2種兼業農家が約81%となっており、農家所得のうち、農外所得に頼る傾向が顕著にうかがえます。今後、農業を当市の基幹産業として振興していくためには、農用地の利用集積による規模拡大、及び農作業の効率化により認定農業者及び集落営農組織等地域の担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが必要であり、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業再生協議会を核とした支援体制の構築を推進します。

また、雇用の多様化により、若年層の県外流出が進んでおり、これに伴って農家の後継者不足が深刻化しており、農村を健全な定住地域とするため、生産基盤整備及び生活環境整備の促進に合わせ、地場産業の育成と工業の計画的導入を図り、農業構造の改善と農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めます。

単位：戸数

販売農家	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
3,732	694	3,038	480	2,558

注 1) 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者（調査前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は販売金額が15万円以上ある農業以外の自営業に従事した者）が一人も居ない農家

2) 兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

3) 第1種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家

4) 第2種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家

〔2010年農林業センサスより〕

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

全6施設ある農産物直売施設を利活用し、各地域で生産される農産物への加工を推進することで農産物への付加価値を高め、農業経営の安定化につながり、農業者の雇用創出を推進します。

また、安全・安心、新鮮で豊富な「安曇野ブランド」の育成を目標に掲げ、地域の主力農産物である米、りんご、また、特産物である玉ねぎ、わさびなど、生産性の向上と高付加価値化を進め、地域の特色を生かした農業を展開することにより、魅力ある農業経営を進め、雇用機会の創出を促し、農村地域の活性化に寄与して行きます。

そのほか、農業後継者の市外への流出防止、日雇、臨時等不安定な就業者の解消等、市内における安定的な就業の促進を図るため、市内企業等との連携による就業相談を開催し、相互に需要・供給の安定化に努める一方、新規優良企業の計画的な導入を図ります。

なお、企業誘致については、優良農地の確保に留意するとともに、土地利用計画との整合を図った上で進めていきます。

3 農業従事者就業促進施設

当分の間、該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業振興と合わせ、菌茸類栽培を推進し、地域の特色ある地場産業として安定的な就業促進を図るとともに、景観に恵まれた自然、例えば国営アルプスあづみの公園、県営烏川溪谷緑地の森林による保健休養機能を活用し、農林業と観光との関連付けにより、地元雇用の拡大を推進します。

5 その他の関連計画 ～地域農林水産物及びその他地域資源の利用による地場産業の振興対策

当市には、明科地域に特徴的な地場産業としてニジマスを中心とする養殖産業があることから、加工部門の充実拡大を図ります。また、地場農産物を利用した地域特産物や観光資源等を活用した農産加工施設・観光農園等多様な就業機会の促進に努めます。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

当市は都市近郊地域であり、市街化はある程度進んではいるものの、農業生産環境との調和を図っていくための生活環境施設の整備は必要であり、重要な課題となっています。また、市街地と農村部の格差を是正し、地域住民の生活環境の改善と快適さの増進を目標として、環境衛生対策、防災対策、公害の防止対策等、その整備、体制を充実・推進していきます。

また、住民相互の連帯感を育むために、コミュニティ施設の充実、スポーツ施設の設置を推進し、人的交流の促進を図ります。さらに、公園、緑地施設の整備をすすめ住民の憩いの場を創造します。

(1) 安全性

交通安全対策については、近年の交通網の進展、高齢化社会への移行、ライフスタイルの多様化などによる道路交通量に対応するため、交通規制の強化や歩道の整備及び信号機などの交通安全施設の整備を積極的に図ります。また、関係機関との協力により、交通安全教育を推進し、安全意識の普及を図ります。

防災対策については、当市地域防災計画に基づき、地震、風水害などによる大規模災害を未然に防止し、又は災害発生時の迅速な対応を図るため、松本広域消防局、当市消防団及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が必要となります。このため、自主防災組織の設置を推進し、住民の防災意識の高揚を図ることに努めます。

防犯対策については、社会情勢の変化による都市化や地域の連帯感の希薄化による犯罪抑制機能の低下及び少年非行の増加を阻止するため、防犯パトロール及び集落毎による防犯当番制の充実により、地域防犯の更なる強化を図っていきます。

(2) 保健性

ごみ処理については、快適な生活環境を創造するため、現在のライフスタイルを見直す等、循環型社会を目指し、リサイクルの推進等、市民の意識改革を目指し、ごみの排出を抑制すると共に、積極的な分別排出の啓発と推進を図ります。

生活排水については、公共下水道施設及び農業集落排水施設の整備により、公衆衛生の向上が図られており、引き続き環境負荷を軽減する近代施設の整備を進めます。

また、家畜糞尿処理については、三郷堆肥センター等、堆肥施設を利用した農地への還元処理が行なわれており、引き続き、環境面、衛生面において安全な利用の推進を図っていきます。

(3) 利便性

道路については、国道4路線、県道25路線を幹線とした道路体系により交通量が確保されており、逐次機能拡張のための整備を進め、引き続き利便性、安全性の向上に努めていきます。

また、平成19年度より開始された安曇野市デマンド交通について、市民の新しい移動手段として位置づけ、市民生活に一層浸透するよう、更なる推進を図ります。

(4) 文化性

当市では、著名な芸術家や文化人、教育者を大勢輩出しており、その文化的風土は現在も各方面に受け継がれています。引き続き、市民の文化芸術活動を支援し、豊かで潤いのある暮らしの実現を目指していきます。また、市内各所に伝わる文化財の保存と活用に努め、後世への継承を図ります。

2 生活環境施設整備計画

当分の間、該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

学有林及び共有林を活用し、共同作業による連帯感の高揚と緑豊かな農村環境づくりを目指します。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし